

告 示

埼玉県告示第二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山ショッピングスクエアシルピア

埼玉県東松山市松葉町四丁目三千五百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 買物客の車が生活道路に入り込むので必要な交通安全策を行うこと。
- (2) 周辺道路が通学路となっているため、充分配慮すること。

二 縦覧期間

平成三十一年三月十五日から平成三十一年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所